

平成26年1月31日

新城市長 穂積亮次 様

鳳来北西部地域協議会

会長

加藤 雅雄

答 申

平成25年10月1日付け新市自5・1・3で諮問のありました「空き家に関する事項」につきましては、行政区長をはじめ地域協議会委員へのアンケート調査により地域の実情を把握し、地域協議会において検討を行ってまいりました。

つきましては、地方自治法第202条の7第1項第2号に基づき、下記のとおり答申します。

記

#### 1 空き家の現状について

当地域自治区内においては、現状のまま居住できると思われる空き家が83軒、修繕すれば居住できると思われる空き家が45軒、取り壊しが必要と思われる空き家が25軒、合わせて153軒の空き家が把握されています。その内約3割にあたる43軒については、所有者の連絡先が確認できる空き家であり、残りの110軒についても、大半は連絡先がわかる空き家となっています。

#### 2 空き家の問題点について

空き家の多くは、所有者が管理を放棄し雑草木が生い茂るなど景観が悪く、地域のイメージをマイナスとしていることや、鳥獣など野生動物の住みかとなり、農作物への被害が発生しています。

また、喫緊に迫った問題として、倒壊寸前の家屋が観光地の道路沿いにあり、落下物により通行人に危険が及ぶ可能性があります。さらに、倒壊等により道路がふさがれた場合には、地域が孤立集落となるため、住民の生活にも支障をきたすこととなります。所有者は現状を把握しているものの、費用面で対応できない状況となっています。

治安面においても、空き家に不審者が入り込んでいたという事例もあり、防犯面において問題となっています。

### 3 空き家問題の望まれる解決方法について

当地域自治区は限界集落をいくつも抱えた過疎地域であり、今後も空き家が増加することは明白であります。発生した空き家に対しどう取り組むか、有効活用できる方法を検討する中で、鳳来北西部地域として空き家を通じた地域づくり、地域の魅力創造・発信による「住みたくなる地域づくり」を実践することにより、空き家の発生原因である都会への人口流出を防ぎ、地区外からの流入を呼び込む定住対策への取り組みが必要だと考えます。

そのうえで行政に望むことは、

- (1) 家屋を取り壊すことにより増額となる固定資産税の軽減措置。
- (2) 家屋解体費用に対する補助金制度の創設。
- (3) 強制的に危険家屋を取り壊す行政代執行制度の制定。
- (4) 空き家バンク、空き家の貸付事業の制度化。

など、所有者の負担軽減に繋がる施策、住環境整備に関する支援を強く要望し、地域と行政がともに役割を担い、相互に協力し合うことが必要と考えます。